

伊勢崎市障害者雇用奨励金事業のご案内

障害者の雇用促進及び就労の定着を図るため、就職が困難である障害者を雇用する市内の事業者には障害者雇用奨励金を交付します。

対象事業所

次のすべての要件を満たす事業者とする。

- 本市に店舗、工場又は事業所を有する事業者
- 国の特定求職者雇用開発助成金の第1期支給決定通知を受けた事業者
※トライアル雇用助成金との併用により継続して雇用する場合は、特定求職者雇用開発助成金の第2期支給決定通知を受けた事業者とする。
- 市税に滞納がないもの

対象労働者

市内に住所を有し、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の障害者

交付金額

区分	交付額
短時間労働者以外	1人につき 12 万円
短時間労働者	1人につき 6 万円

(注意) 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。



申請方法

LoGo フォームにより web 申請してください。

◎添付書類◎

次に掲げる書類の写し等のファイル(画像、PDF 等)を添付してください。

- 特定求職者雇用開発助成金の第1期支給決定通知書の写し

トライアル雇用助成金との併用により継続して雇用する場合

- トライアル雇用助成金の支給決定通知書の写し
- 特定求職者雇用開発助成金の第2期支給決定通知書の写し

LoGo フォーム



<https://logoform.jp/f/O4aPY>

注意事項

- 1 令和7年4月1日以後の特定求職者雇用開発助成金の交付決定から適用する。
- 2 特定求職者雇用開発助成金支給決定通知を受けた日から6箇月以内に申請してください。

★★★★★ 問い合わせ・申請先 ★★★★★

伊勢崎市 福祉子ども部障害福祉課障害政策係

電話 0270-27-2753 (直通)

電子メール f-shogai@city.isesaki.lg.jp

市ホームページ



詳しくは市のホームページをご覧ください